

答申の概要

1 審査会の結論

令和6年7月9日に市長より諮問を受けた事案番号1から75までの投稿について、川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号。以下「条例」という。）第1条に規定する人権尊重のまちづくりを推進するため、条例第17条第1項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずることは、条例の要件を充たしており、妥当である。

必要な具体的措置としては、サイトの運営者に対して、当該投稿の削除を要請することが適当である。

また、これらの投稿について前記措置を講じたときは、同条第2項の規定に基づき、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の趣旨の記載をした表現について公表を行うことが適当である。

- ・「嫌なら帰れ。嫌なら出て行け」（事案番号1）
- ・「在日は祖国へ帰れ！」（事案番号2）
- ・「国籍国へ帰れ」及び「出ていけ氏ね●●人（特定の民族名）」（事案番号3）
- ・「バカ×××（特定の民族の蔑称）■■■■（人以外のものに例える侮蔑的表現）」（事案番号4）
- ・「こんなひどい、未来の無い国から脱出して 祖国に帰った方が良い」（事案番号5）
- ・「◆◆（特定の国名）へ永住しましょう」（事案番号6）
- ・「出て行ってほしいね」及び「◆◆（特定の国名）が既に傾いてるんで、支えに帰りなよ」（事案番号7）
- ・「ナマポ乞食の■■■■（人以外のものに例える侮蔑的表現）」（事案番号8）
- ・「少しでも早く祖国に帰れるようにお手伝いします」（事案番号9）
- ・「バカ×××（特定の民族の蔑称）強制帰還」（事案番号10）
- ・「在日が、例外なく帰国すれば」（事案番号11）
- ・「帰国して◆◆（特定の国名）を支えてやりな」（事案番号12）
- ・「日本以外の国に移住してください」（事案番号13）
- ・「さっさと祖国へ帰ればいい」（事案番号14）
- ・「ゴミはゴミ箱にお帰り」（事案番号15）
- ・「祖国に帰ったら？」（事案番号16）
- ・「さっさと帰れ」（事案番号17）

- ・「帰れ」(事案番号18)
- ・「さっさと半島に帰れよ」及び「すぐに出ていけ」(事案番号19)
- ・「いつ帰るの？」及び「いつまでずうずうしく居座るつもり？」(事案番号20)
- ・「在日●●人(特定の民族名)は、今すぐ地上の楽園である●●(特定の地域名)に総帰国するべき」、「ゴミはゴミ箱へ」及び「●●人(特定の民族名)は●●●●(特定の地域名)へ」(事案番号21)
- ・「滅べよバカ×××(特定の民族の蔑称)」(事案番号22、27及び33)
- ・「安心安全な本国にどうして帰らないの？」(事案番号23)
- ・「●●人(特定の民族名)全員日本から避難してもらおうぜ」(事案番号24)
- ・「■■■(人以外のものに例える侮蔑的表現)はさっさと自分の国へ帰れやボケ」(事案番号25)
- ・「普通に半島に帰ればいいだけだろ」及び「なんで何十年も居座ってるんだよ？」(事案番号26)
- ・「■■■(人以外のものに例える侮蔑的表現)」及び「我が儘で正当性も無い叫ぶだけのクズ共」(事案番号28)
- ・「祖国に帰ればー？」(事案番号29)
- ・「祖国に帰って地獄の差別され捲れよ」(事案番号30)
- ・「日本から出てけ！」(事案番号31)
- ・「半島に帰ればいいだろ」(事案番号32)
- ・「ダイナマイトで吹き飛ばせ」(事案番号34、49、52、60、63及び66)
- ・「壁を敷地の境界に作り、人の出入りができないようにすれば良い」(事案番号35、50、53、61、64及び67)
- ・「鉄の壁を作って塞ぎなよ」(事案番号36、51、54、62、65及び68)
- ・「溶けた鉄流せ」(事案番号37)
- ・「ぶっ壊せよ」(事案番号38)
- ・「けがれは火を使って清めることが作法」(事案番号39及び55)
- ・「鉄流し込んだれ」(事案番号40)
- ・「ゴミとか土砂で埋めればいいんじゃないね」(事案番号41)
- ・「フェンスを作って、絶滅するまで兵糧攻めすれば良いのでは」(事案番号42)
- ・「ゼンブ燃えちまえ」(事案番号43)
- ・「火炎瓶を投げ込んだら更地になるのでは」(事案番号44)
- ・「野焼きしよう」(事案番号45及び57)

- ・「燃やして追い出せよ」（事案番号 4 6）
- ・「誰か火つけてきてもいいぞ」（事案番号 4 7）
- ・「溶けた鉄を×××（特定の民族の蔑称）の頭にかけてやれ」（事案番号 4 8）
- ・「まず電気水道止めろよ 次はバリケード封鎖」（事案番号 5 6）
- ・「焼き払って皆殺しにすればいい」及び「〇〇（人以外のものに例える侮蔑的表現）は駆除あるのみ」（事案番号 5 8）
- ・「バカ×××（特定の民族の蔑称）政府は▲▲▲（特定の民族の蔑称）を回収しろよ」（事案番号 5 9）
- ・「焼き払えばいいんじゃない？」（事案番号 6 9）
- ・「国外に強制退去」及び「所有者がいなくなれば撤去」（事案番号 7 0）
- ・「日本にヘイトしまくる在日外国人を叩き返す条例を」（事案番号 7 1 及び 7 4）
- ・「叩き出すか全員〇すしかない」（事案番号 7 2 及び 7 5）
- ・「ヘイトニダと喚く◇◇◇◇（誹謗中傷する表現）」（事案番号 7 3）

2 審査会の判断

（1）条例の目的とインターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表

条例第 1 条は、「この条例は、不当な差別のない人権尊重のまちづくりに関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権に関する施策の基本となる事項及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する事項を定めることにより、人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に資することを目的とする」と規定している。したがって、インターネット等を利用する方法による本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する表現の内容の拡散防止措置及びそれに関する公表を定める条例第 1 7 条第 1 項及び第 2 項も、第 1 条にいう川崎市における人権尊重のまちづくり（条例の前文では、これを「全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくり」と規定している）を推進する観点から解釈し、適用されるべきである。

（2）条例第 1 7 条第 1 項の該当性の判断に当たっての考慮要素について

インターネット表現活動が条例第 1 7 条第 1 項の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するかどうかの判断に当たっては、条例の目的である川崎市における人権尊重のまちづくりの推進の観点を踏まえて、法務省人権擁護局が作成した「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に係る参考情報」に記載されている「専ら本邦

外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知」、「専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然と本邦外出身者を著しく侮蔑する」及び「本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する」の3類型に該当するかについて、当該インターネット表現活動（投稿）の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮して判断することが適当である。

また、条例第17条第1項第2号アの「表現の内容が特定の市民等を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動」に該当するかどうかの判断に当たっても、条例の趣旨を踏まえて、当該インターネット表現活動（投稿）の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮することが適当である。

(3) 諮問された事案の条例第17条第1項の該当性について

事案番号1から75までの投稿は、インターネット上の電子掲示板又はブログサイトへ投稿又転載されたものであり、条例第17条第1項の「インターネット表現活動」に該当する。また、市の区域内で行われたことが明らかでないので、同項第2号の「市の区域外で行われたインターネット表現活動（市の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。）」に該当する。

また、当該投稿は、いずれの投稿も特定の市民等を対象としたものであり、条例第17条第1項第2号アの「表現の内容が特定の市民等を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動」に該当する。

ア 事案番号1から3まで、5から7まで、9から27まで、29から33まで、59、71及び72並びに74及び75（排除類型に該当）

当該投稿は、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動するものであるから、条例第1条が定める川崎市における人権尊重のまちづくりの推進の観点等を踏まえれば、条例第17条第1項の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する。

イ 事案番号4、8、28及び73（侮蔑類型に該当）

当該投稿は、本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然と本邦外出身者を著しく侮蔑するものであるから、条例第1条が定める川崎市における人権尊重のまちづくりの推進の観点等を踏まえれば、条例第17条第1項の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する。

ウ 事案番号34から58まで及び60から69まで（危害告知類型に該当）

当該投稿は、本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、財産、自由等に危害を加える旨を告知するものであるから、条例第1条が定める川崎市における人権尊重のまちづくりの推進の観点を踏まえれば、条例第17条第1項の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する。

エ 事案番号70（危害告知類型かつ排除類型に該当）

当該投稿は、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動するものであり、また、本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、財産等に危害を加える旨を告知するものであるから、条例第1条が定める川崎市における人権尊重のまちづくりの推進の観点を踏まえれば、条例第17条第1項の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する。

（4）表現の内容の拡散を防止するために必要な措置について

事案番号1から75までの投稿は、令和6年7月9日時点で、インターネット上で誰でも閲覧できる状態になっているので、その表現の内容の拡散を防止するために、サイトの運営者に対して、当該投稿の削除を要請することが適当である。

なお、事案番号1から75までの投稿の削除は、各サイトの利用ルールの内容にも沿うものとする。

（5）インターネット表現活動に係る表現の内容の概要等の公表について

インターネット表現活動に係る表現の内容の概要等の公表は、各投稿の趣旨を明記するなど、どのようなインターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するかを市民に分かりやすいように行うとともに、公表したもの以外のインターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないわけではないことを注記することが適当である。

また、公表を行うに当たっては、インターネットの検索サイトで当該投稿が特定されないように、十分配慮して行うことが適当である。